

日本サービス・ラーニング・ネットワークへの入会のご案内
(Japan Service-Learning Network)
—会員制度導入の趣旨と事業の概要—

日本サービス・ラーニング・ネットワーク（以下、JSLN）は、「サービス・ラーニングに深く関心を持ちその理念に賛同する人々が、経験や情報を交換し、共に学びあい高め合うためのネットワークを構築することを通じて、サービス・ラーニングを広く社会において普及・発展させ、持続可能な市民社会の担い手の育成に貢献することを目的」として、有志によって 2014 年に設立された団体です。

サービス・ラーニングとは、教室での学びを実社会で生かすこと、社会参加の経験を通じて人間的成長や社会的視野の拡大を目指す学習であり、持続可能な市民社会の担い手の育成に貢献することを狙いとしたものです。これまでに JSLN は、全国フォーラム（年 1 回）や学習会、サービス・ラーニングに関する評価研究や翻訳等の事業を実施してまいりました。

そしてこの度、JSLN は活動の財政的基盤を強化し、サービス・ラーニングに関する情報発信や経験共有の機会をより一層充実させ、サービス・ラーニングを今後さらに日本社会に普及・発展させていくために、会員制度を導入するとともに日本サービス・ラーニング・ネットワーク（JSLN）として生まれ変わることになりました。

ぜひ、以上の趣旨と目的にご賛同いただき、JSLN にご入会していただきますようお願い申し上げます。

【事業】

日本サービス・ラーニング・ネットワーク（JSLN）は、上記の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) サービス・ラーニングに関する研究会等の開催
- (2) サービス・ラーニングに関する資料、情報等の収集整理及び提供
- (3) サービス・ラーニングの普及・発展に関わる活動
- (4) サービス・ラーニングの関係諸団体との連絡及び協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

1. 会員資格

- ・日本サービス・ラーニング・ネットワーク（JSLN）は、その JSLN の目的に賛同する個

人及び法人・団体（サービス・ラーニングセンターや学部等の機関を含める）を会員とし、これをもって組織する。

- ・個人の会員を個人会員、法人・団体の会員を法人・団体会員という。

2. 入会及び退会

本会への入会申請は、申請書の提出を受けて、理事会で承認する。また、退会を希望する会員は、その旨を事務局に申し出て、理事会の承認を受けて退会とする。

3. 会費

会員の年会費は個人会員 5,000 円、法人・団体会員 10,000 円とする。

4. 会員の権利

(1) 個人会員、法人・団体会員の権利

- ・定期総会に出席し議決を行使することができる。

(2) 個人会員、法人・団体会員の構成員の権利

- ・本会が主催する SL 全国フォーラムで参加費の優遇を受けることができる。
- ・本会が主催する SL 全国フォーラムで発表することができる。
- ・本会が主催する学習会、研修会等の諸事業に参加することができる。

【申込方法】

①～⑤を明記の上、下記の申込先にお送りください。

①氏名（フリガナ）②所属（団体名、部署、役職）③住所 ④電話番号 ⑤メールアドレス

【申込先】

E-mail : japanslnetwork@gmail.com



申込メールアドレスQRコード

【会費振込先】

<銀行名> ゆうちょ銀行 <店名> 0一八（読み ゼロイチハチ）

<店番> 018 <預金種目> 普通預金 <口座番号> 7264312

【事務局】

高知大学地域協働学部サービス・ラーニング研究室（石筒）

（高知県高知市曙町二丁目5番1号）